

令和7年度・8年度アイヌ工芸品等常設販売店「PORSE（ポロセ）」
出品者募集要項

1 店舗概要

(1) 目的

アイヌ工芸品等常設販売店「PORSE（ポロセ）」（以下「ポロセ」という。）は「作家の顔の見えるショップ」をコンセプトとし、各出品者を「札幌アイヌアーティスト」としてブランド化し、出品者と来店者が継続して繋がることを目指している。ポロセの事業目的は以下のとおり。

- ・アイヌ民族（アイヌ工芸作家）の生計増に寄与すること。
- ・アイヌ文化の担い手育成に向けて、新たな作家がチャレンジできる場、チャレンジしてみたいと思えるような場をつくること。
- ・市民・観光客がアイヌ工芸品を手に取り、その魅力を感じることが出来る場を身近な場所に設置すること。

(2) 実施方法

委託販売方式とします。委託販売事業者は札幌市が募集・決定します。

(3) 実施場所及び日程

場所	アイヌ工芸品等常設販売店「PORSE（ポロセ）」 （札幌市中央区大通西4丁目地下鉄南北線大通駅コンコース（出口5横））
日程	期間：令和7年10月1日（水）～令和9年3月31日（水） 営業時間：11時00分～19時00分 定休日：12月31日及び1月1日（予定） ※委託販売事業者との協議により休業日を設けたり、営業時間を変更する可能性があります。 ※令和7年度・8年度札幌市アイヌ文化PRコーナー運營業務の入札状況により日程等が変更となる可能性があります。その変更によるいかなる補償もいたしかねますので、ご了承ください。

(4) 出品者

- ・公募とします。
- ・詳細は「3 申込条件」及び「11 出品者の決定」を参照ください。

(5) 販売経費

- ・売上金に30%を乗じた額を販売経費として納入いただきます。
- ・詳細は「7 販売経費」を参照ください。

2 募集単位など

(1) 募集単位

個人、又は複数名で構成するグループ

■グループ形式での出品について

- ・1グループ当たりの構成人数の上限はありません。
- ・出品開始以降の構成員の追加・変更等も可能です。
- ・商品の受け渡しや売上金の支払、その他各種調整は、申込時にご指定いただく連絡担当者を通じて行います（グループ内で、個別に担当者を分けても差し支えありませんが、連絡先は連絡担当者とします）。

(2) 備考

- ・ 個人が複数のグループに属しての申込、又グループと個人での重複申込は不可とします。
- ・ 制作工程を分業で行っている方は、グループ形式でお申込みください。ただし、外部発注により商品制作をする場合、当該発注先企業は出品者（構成員）には含みません。

3 申込条件

(1) 居住地又は活動地域

札幌市在住であるか、工房等の活動拠点が札幌市内にあること。

(2) 経歴等

以下のいずれかに該当すること。

- ア 公社）北海道アイヌ協会認定の優秀工芸師
- イ 公財）アイヌ民族文化財団認定の伝統工芸家
- ウ 公財）アイヌ民族文化財団の「アイヌ文化活動アドバイザー」データベース（刺しゅう・木彫・織物のいずれか）に登録のある方
- エ 機動職業訓練（織布科等の工芸関係課程）を修了した方
- オ 公財）アイヌ民族文化財団が主催する「アイヌ文化実践上級講座」（刺しゅう・木彫・編物のいずれか）を修了した方
- カ 平成30年度以降に札幌市が開催した、以下いずれかの事業に参加した方
 - ・ アイヌ工芸品等のイベント販売会に出品
 - ・ アイヌ文化体験講座やアイヌアートモニュメント制作等の講師（刺しゅう・木彫制作等の工芸関係。助手を除く。）
 - ・ アイヌ文化のブランド化推進事業での商品開発
 - ・ 札幌アイヌアーティスト作品展（令和2年度）に出品
- キ 上記ア～カに該当する方からの推薦

(3) 暴力団の排除

次のいずれかに該当する者は出品者としないとともに、出品決定後に該当することが判明した場合は決定を取り消します。

- ア 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団
- イ 同条例第2条第2号に規定する暴力団員
- ウ 前述の暴力団、暴力団員と密接な関係を有すると認められる者

4 取扱商品

以下の(1)・(2)に該当する自作のオリジナル商品、又は(3)の商品とします。

(1) アイヌ民族の伝統工芸品等

木彫作品、刺しゅう・編物作品等

(2) アイヌ文化に関連した商品

ファッション小物、インテリア小物、その他雑貨類等

(3) 札幌市主催「アイヌ文化のブランド化推進事業」（令和2～3年度）で開発した商品

- ・ 開発商品の権利関係について、所要の調整が済んでいるもの。
- ・ 出品商品に関し、企業とのコラボレーションの有無や、制作技法の種別は問いません。

(4) 備考

- ・ 商品の値札や陳列スペースには、出品者名（又はグループ名）を表示します。
- ・ 商品の価格は出品者に設定いただきますが、事前に委託販売事業者にご相談することもできます。

(5) 取扱対象外とする商品

次のとおり。

取扱対象外とする商品

- アイヌ文化との関連性が認められない商品
- 食品・飲料
- 容易に搬出入ができない商品（大きさ、重さ、壊れやすさを考慮）
- 作者不詳の商品や仕入れ商品
- 汚損、破損が確認された商品
（事例：高温多湿な環境での保管により色褪せ等が進行した商品）
- 著作権法、景品表示法等の各種法令に抵触する商品又はその恐れのある商品
- その他、札幌市が販売を行わないと判断した商品

5 商品の納品及び陳列

- ・ 納品に係る費用は、出品者の負担とします。納品する商品が大量の場合等は委託販売事業者にご相談ください。
- ・ 陳列商品、スペースの配分、店舗のレイアウト等は、札幌市と委託販売事業者との協議により決定します。

6 売上金の支払

- ・ 売上金は月次決算の後、販売経費を控除の上、委託販売事業者から各出品者の指定口座への振込により支払います。
- ・ 振込予定日は対象月の翌月を基本とし、委託販売事業者が設定します。
- ・ グループで出品する場合、売上金はグループの指定口座へ一括で振り込みますので、各構成員への分配は、グループ内で行ってください。

7 販売経費（出品者の費用負担）

- ・ 売上金に 30% を乗じた額を販売経費として売上金から差し引きます。
- ・ 販売経費は月次決算に合わせて出品者ごとに算定します。
出品者の月次売上金 × 30% = 販売経費（小数点以下切り捨て）
- ・ 販売経費は預り金として委託販売事業者がまとめて管理し、札幌市に納入します。

8 インボイス制度

- ・ 委託販売事業者による「媒介者交付特例」(※)を採用します。
- ・ インボイス登録を行っている出品者は、様式4により「インボイス登録番号」及び「氏名又は名称」を提出してください。

※ 媒介者交付特例（国税庁ホームページ「インボイス制度に関するQ&A」より）

媒介又は取次ぎを行う者である受託者が、委託者の課税資産の譲渡等について、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書又は適格請求書に係る電磁的記録を、委託者に代わって、購入者に交付し、又は提供することができます。

9 商品の交換、修理、返品・返金

- ・ 購入後7日以内の初期不良は、交換又は修理に応じることを原則とします（レシート必須）。

交換又は修理ができないものについては、返品・返金に応じることとします。ただし、購入後8日目以降は、いかなる場合でも交換、修理、返品・返金は受け付けません。

なお、令和9年3月は契約終了時決算事務のため、対応期間を変更する場合があります。

- ・交換、修理、返品・返金に係る費用は出品者の負担とします。
- ・商品の不良に関する購入者からの問い合わせ窓口は委託販売事業者とします。委託販売事業者と出品者が連携して問題解決に努めてください。

10 申込方法

(1) 提出書類等

ア 今回初めて出品を希望する方

- ・出品申込書兼同意書（様式1-1）
- ・経歴等確認書兼構成員名簿（様式2）
- ・商品写真（様式3）

出品を予定する商品について、1商品につき、商品全体が写ったものと、商品の特徴がわかる部分（アイヌ文様を刺しゅうした箇所など）を接写したもの（計2枚）を添付してください。

- ・出品者事前チェックシート（様式4）

イ 令和6年度から出品中の方

- ・継続出品申込書兼同意書（様式1-2）
- ・経歴等確認書兼構成員名簿（様式2） ※構成員に変更がある場合
- ・商品写真（様式3） ※新たに構成員になった方が制作した商品を出品する場合
- ・出品者事前チェックシート（様式4）

(2) 提出期限

令和7年8月1日（金）〈必着〉

(3) 提出方法

電子メール、郵送、持参

(4) 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 13階

札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課

メールアドレス：ainushisaku@city.sapporo.jp

※電子メールで提出する場合は、題名を「出品申込」としてください。

※4メガバイトを超えるメールは受信できません。

11 出品者の決定

- (1) 申込受付後、申込書の内容等について確認を行います。不明点等については、個別にヒアリングを行う場合があります。
- (2) 決定に当たっては、申込内容を有識者等で構成する「アイヌ工芸品等販売」検討会議に提示し、意見を得る予定です。
- (3) 出品者の決定等については、書面にて通知いたします（8月下旬を想定）。

12 申込から出品までの流れ（予定）

時 期	実施事項
8月1日	申込締切
8月中旬	「アイヌ工芸品等販売」検討会議開催
8月下旬	出品者決定、決定通知発送
9月	出品商品等の調整（出品者と委託販売事業者との間で調整）

13 その他

- (1) 札幌市及び委託販売事業者は、故意又は過失が明らかなものを除き、出品商品の破損等に関する補償は行いません。
- (2) 著作権法、景品表示法等の各種法令に抵触する商品を出品したことにより、購入者や著作者等に損害を与えた場合は、出品者の責任において処理いただきます。
- (3) 商品の販売により生じた収入に関する税の申告等は、出品者において行ってください。
- (4) 出品者には、ポロセの広報活動への協力を依頼する場合があります。
- (5) 以下に該当する行為があった場合、出品をお断りする場合があります。
 - ア 構成員への売上金の未配分（グループの場合）
 - イ 経歴等の詐称
 - ウ 1か月以上の連絡不通
 - エ ポロセを含むアイヌ文化 PR コーナー及び周辺施設の秩序を乱す行為
 - オ その他販売事業の円滑な実施を妨げる行為
- (6) 本要項に掲載した販売方法やスケジュール等は、やむなく変更する場合があります。
- (7) その他、本要項に定めのない事項については、札幌市、委託販売事業者、出品者の協議により決定します。

14 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 13 階
札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課
電話：011-211-2277 メールアドレス：ainushisaku@city.sapporo.jp